

(案)

横浜市市民協働推進委員会答申

令和8年3月

横浜市市民協働推進委員会

目 次

I	はじめに	2
II	答申に至る経緯	3
III	答申	4
1	令和4年度から令和6年度までの間の取組への評価	
2	今後の横浜市の市民協働の基本的方向性	
	(1) 現状分析	
	(2) 具体的な取組の提案	
3	まとめ	

【参考資料】

- 1 諮問文（令和7年6月10日）
- 2 諮問・審議の過程
- 3 第7期横浜市市民協働推進委員会委員名簿
- 4 令和4年度～令和6年度年度の市民協働の取組状況
- 5 横浜市市民協働条例
- 6 横浜市の市民協働に関する年表

I はじめに

横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）附則第3項では、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と定めています。

条例施行（平成25年4月1日）から3年が経過した平成28年度、条例に基づく1回目の振り返り（平成25年度から平成27年度）を行い、条例に基づく施策の進捗状況や制度等の運用状況などを市民協働の推進の観点から検証し、答申いたしました。

2回目・3回目の振り返りでは、それぞれ平成28年度から平成30年度、令和元年度から令和3年度における協働の取組についての振り返りのほか、今後の横浜市の市民協働のあり方について答申いたしました。

令和7年6月10日、令和4年度から令和6年度までの取組への評価及び今後の横浜市の市民協働のあり方における意見とりまとめについて、市長から、附属機関である横浜市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）に諮問がなされ、これまで3回の委員会を通して検討を進めてまいりました。

横浜市には、これまで積み上げてきた市民協働の歴史があります。今回の振り返りによって、そうした歴史を踏まえた新しい時代における協働がつくられること、また、横浜市と市民等とが協働で事業を行うにあたっての環境整備がさらに推進されることを期待し、答申いたします。

令和8年3月
横浜市市民協働推進委員会
委員長 齊藤 ゆか
委員 新垣 二郎
同 菊池 賢児
同 後藤 智香子
同 関山 隆一
同 高橋 敬太郎
同 竹原 和泉
同 森川 正信

Ⅱ 答申に至る経緯

横浜市市民協働推進委員会では令和4年度、条例附則第3項に基づき令和元年度から令和3年度における条例の施行状況について検討及び見直し（以下「振り返り」という。）を行いました。データに基づいた分析を踏まえ、具体的な取組として、「地域情報の一元化・一覧化」「しなやかな組織運営」「つなぐ力の強化」の3つの提案と、今後の横浜市の市民協働の基本的方向性について答申いたしました。

この度、前回答申を踏まえた令和4年度から令和6年度までの間の取組への評価、及び今後の横浜市の市民協働のあり方についての意見とりまとめについて、条例第17条第2項に基づき、意見を求められました。

【参考】横浜市市民協働条例（抜粋）

（横浜市市民協働推進委員会）

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会（以下「市民協働推進委員会」という）を置く。

- 2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。
- 3 市民協働推進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。

附則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（適用）

- 2 この条例は、この条例の施行の日以後に始まる市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

（見直し）

- 3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

Ⅲ 答申

諮問事項「令和4年度から令和6年度までの間の取組への評価」及び「今後の横浜市の市民協働のあり方についての意見とりまとめ」について、次のとおり答申します。

1 令和4年度から令和6年度までの間の取組への評価

(1) 地域情報の一元化・一覧化

ア 前回答申における提案の概要

- ・地域の活動に参加しようとウェブサイトでは情報を検索した場合、必ずしも欲しい情報を手軽に入手できる状態になっていない。
- ・デジタル技術を積極的に活用した、地域活動団体の紹介に加え、活動場所や活動内容、参加方法、手伝いを求める内容など、地域情報の一元化・一覧化を図ることで、必要な情報にたどり着けるような支援や、テーマや分野を超えた横断的な活動ニーズとシーズのマッチングを促す必要がある。

イ 主な取組

- ・「横浜地域活動・ボランティア情報サイト『よこむすび』」（以下、「よこむすび」とする。）を試行的な運用をもとに構築

ウ 取組から得られた成果

(ア) 情報を入手する側（市民）

- ・イベントやボランティアの情報を一覧で見ることができ、知りたい情報を得られやすくなる。
- ・横浜市が提供しているホームページなので安心して見ることができる。
- ・イベント案内、ボランティア募集、団体周知の各記載内容をSNSで手軽に共有できるようになる。

(イ) 情報を提供する側（活動団体）

- ・団体ホームページやSNS、チラシを作らなくても情報を発信できる。
- ・イベントやボランティア募集の間口が広がる。
- ・行政のサイトに掲載されることで、団体だけではつながりづらい年齢層へも周知できる。
- ・イベント案内、ボランティア募集、団体周知のそれぞれの記載内容に、「いいね」機能があり、閲覧者の反応を可視化できるようになる。

(ウ) 情報を提供する側（行政）

- ・よこむすびの構築により、活動団体の詳細な情報を得ることができるようになる。

エ 残った課題

(ア) 情報を入手する側（市民）

- ・自分の住んでいる区・近隣の区の情報をもっと知りたい。
- ・ボランティア参加までのハードルをまだ感じる。

(イ) 情報を提供する側（活動団体）

- ・情報を掲載しても、実際に担い手になるまでは時間がかかる。

- ・ボランティア募集してみたいが、受け入れ方がわからない。
- ・掲載する効果がわからないため、登録することにためらいがある。

(ウ) 情報を提供する側 (行政)

- ・登録可能団体を増やしていく必要がある。
- ・サイトの認知度を上げていく必要がある。
- ・団体登録促進と並行して、サイト運営の安全性とのバランスが必要

(2) しなやかな組織運営

ア 前回答申における提案の概要

- ・地域活動の人材確保に向けては、中短期のアプローチと、長期のアプローチの2つの視座を持つ必要がある。前者では、テレワークをきっかけに地域に目を向け始めた現役世代等をターゲットに、後者では、小中学生や高校生、大学生など、将来の担い手となりうる層をターゲットに据えたアプローチが必要
- ・地域活動団体が新しい担い手を受け入れるにあたっては、イベントや行事、期間を限った運営への参加など、ゆるやかなつながりや支え合い、出入り自由な地域活動への参加を可能にできるように、柔軟な発想や考え方をその運営に取り入れていく必要がある。
- ・自治会町内会の仕事を細分化し、分担制やボランティア制を導入することで、多世代が参加する地域運営や、NPO等の多様な主体と連携・協働する取組が進み、担い手不足の課題に対応できる可能性が生まれる。

イ 主な取組

- ・よこむすびを試行的な運用をもとに構築【再掲】
- ・多様な活動主体の連携事例・若い世代の掘り起こしのための情報発信
- ・デジタル活用における企業・NPO等との連携
- ・多様な活動主体の連携事例を共有する交流会の開催
- ・組織運営についての柔軟な発想や考え方を学ぶ場の開催

ウ 取組から得られた成果

(ア) 自治会町内会等 (地縁団体)

- ・それぞれの活動状況に応じたデジタル活用を考えるきっかけとなった。
- ・活動へのデジタル導入は、事務負担等の軽減や若い世代への情報周知を図る一助となった。
- ・自治会町内会以外の団体 (企業・NPO等) が、自治会町内会との連携を前提とした活動をするきっかけとなった。
- ・自治会活動に外部のボランティアが参加するきっかけができた。

(イ) NPO等 (市民活動団体)

- ・市民活動団体同士の顔の見える関係を作る場を提供した。
- ・組織運営に関する学びや交流・情報交換の場があることで、活動継続にあたっての参考になった。
- ・現役世代や中学生・高校生・大学生などが地域活動に目を向けた。
- ・よこむすびを活用して現役世代・学生層にアプローチできるようになった。

エ 残った課題

多様な主体との連携・協働によって、担い手不足の解決に結びつけられた実例が少ない。

(ア) 自治会町内会等（地縁団体）

- ・多様な価値観が存在する現役世代などの若い世代の加入も促進できるよう、デジタルツール等の活用の推進が必要だが、浸透するまでに時間がかかるため、継続的な取組・支援が必要

(イ) NPO等（市民活動団体）

- ・市民活動に興味のある現役世代や学生をターゲットとした働きかけの拡大が必要
- ・組織の現状を改めて分析するなど、継続性や運営の今後の方向性について検討し、組織の形態にとらわれない柔軟な発想による活動への支援が必要

(3) つなぐ力の強化

ア 前回答申における提案の概要

- ・中高生・大学生や現役世代など、新たに地域活動に参加したいと思った市民を実践に結びつけるためには、中間支援組織の人材育成機能やつなぐ力（コーディネーター力）を充実させる必要がある。
- ・つなぐ力の強化に向けては、中間支援組織が中心となり、市民活動団体へのデジタル化支援、対話や交流の場づくりに取り組む必要がある。
- ・市民活動の活動場所となっている地区センターやコミュニティハウスからの情報発信を充実させるほか、中間支援組織と協働する市役所職員の意識改革、全庁的な連携を推進する市民協働局間連携会議の活性化も必要。

イ 主な取組

- ・他都市事例の視察や多様な活動主体の連携事例の取材・発信
- ・各区市民活動支援センター職員等のスキルアップ、ネットワーク強化のための研修の開催
- ・社会課題等のテーマについて共通の関心を持つNPO等が集まり、情報共有や対話・交流できる場の提供
- ・中間支援組織間の交流を促し、情報共有やネットワークを広げるための場の提供
- ・協働の理念や考え方を学ぶための横浜市職員向け研修の開催

ウ 取組から得られた成果

(ア) 市民協働推進センター

- ・地域支援を担うコーディネーター等の中間支援を行う人材が、地域内での協働を生み出すヒントを学ぶ多様な主体とつながる機会の提供ができた。
- ・継続的にテーマに関心のある団体・個人の対話や交流の場を設け、そこから新たなつながりが生じている。
- ・公益事業を担う事業者や、中間支援組織との対話・交流により培ったネットワ

ークで連携事業の実施に向け進んでいる。

- ・協働研修の実施により、市役所職員の意識改革が進んだ。

(イ) 各区市民活動支援センター

- ・各区市民活動支援センター職員等が、相談者を地域につなぐための手法やテクニック、ステークホルダーマップ作成等によるネットワークの整理手法を学ぶことができた。
- ・各区市民活動支援センター職員及び各区役所の地域力推進担当職員との連携により、新たな担い手を活動団体につなぐ伴走支援を進められている。
- ・各区市民活動支援センターのコーディネート力の向上により、各区に登録する活動団体・個人間のネットワーク化が進められている。

エ 残った課題

各分野の中間支援組織・中間支援を行う人材とのつながりをより充実・強化し、市民活動団体の課題に応じて、最適な中間支援組織を選定・つなげる力が求められる。

(ア) 市民協働推進センター

- ・市との協働を求めている団体は潜在的には多くあると見込まれるため、推進センターがその橋渡しの役目となれるよう、市民活動団体・市、両者へ働きかける役目をより強化する必要がある。
- ・市民協働推進センターが収集したコーディネートのノウハウを、各区市民活動支援センター等の参考になるよう事例を交えて分かりやすく提示する必要がある。

(イ) 各区市民活動支援センター

- ・区域での市民活動団体同士や地縁団体、区内施設等、多様な主体間の対話や交流の場づくりが必要。
- ・地域のイベントや活動の場に出向く等、情報収集の機会を設ける必要がある。
- ・区役所と支援センターが相互に把握している情報を共有し、地域の特性や課題の理解を深める必要がある。
- ・団体の活動と地域課題の解決がうまくつながるよう、市民活動団体の伴走支援を行っていく。

2 今後の横浜市の市民協働のあり方

(1) 現状分析

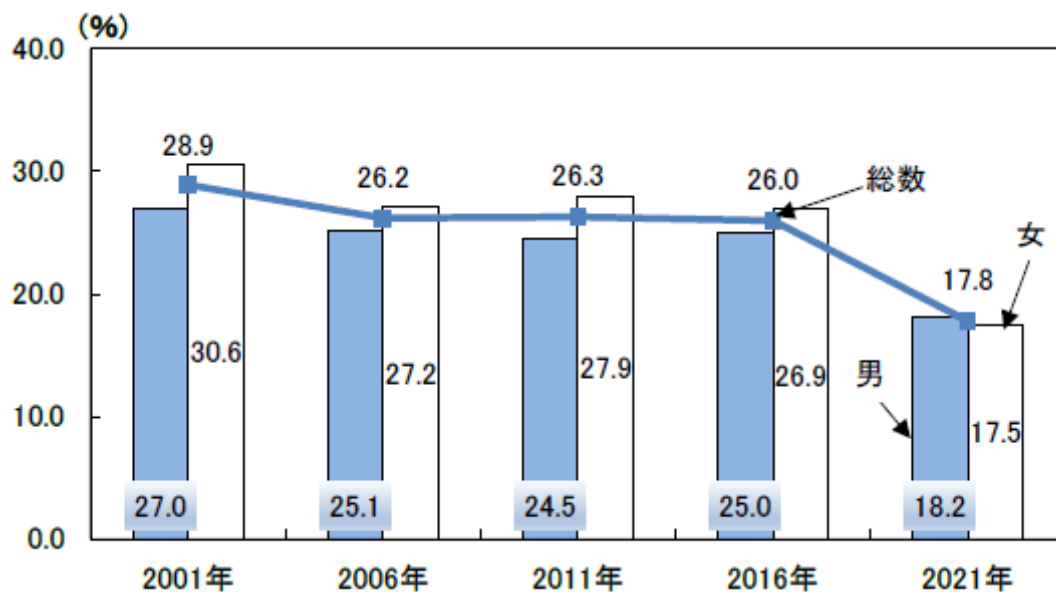
今後の市民協働のあり方を検討するにあたり、当委員会では3つの論点について、現状分析を行いました。

ア 論点1「市民活動の活発化について」

市民協働を推進するためには、前段として、市民活動^{※1}が活発であることが必要です。「令和3年社会生活基本調査」(総務省実施)の結果によると、ボランティア活動の行動者率は17.8%であり、5年前の平成28年より8.2ポイント低下しています。なお、本調査の対象期間は2回の新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を含んでおり、結果に影響を与えていると考えられます。

(※1) 営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動。ただし、宗教活動・政治活動を目的とするものと公益を害するおそれのあるものは除く。

「ボランティア活動」の男女別行動者率の推移(2001年～2021年)

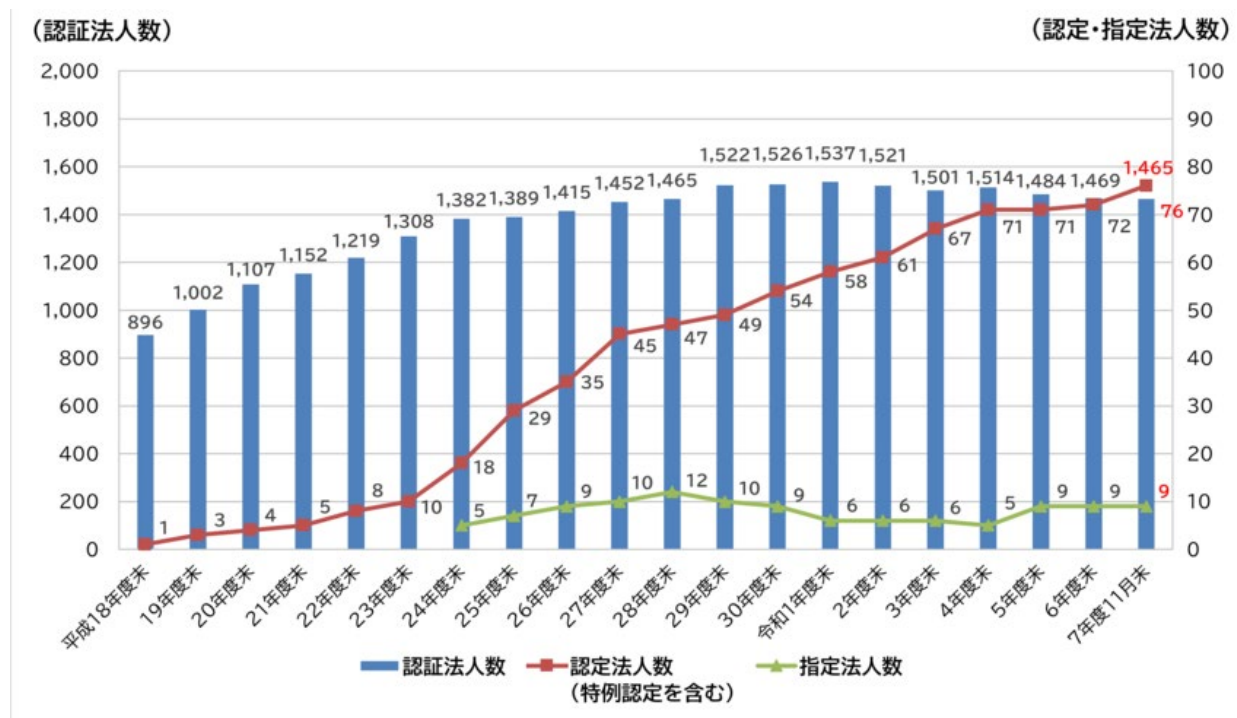


「令和3年社会生活基本調査」(総務省統計局)

(<https://www.stat.go.jp/data/shakai/2021/pdf/youyakua.pdf>) を加工して作成

横浜市所管のNPO法人数の推移は、令和元年度末の1,537法人をピークに減少傾向にあり、令和7年度11月末時点では1,465法人となっています。

横浜市所管のNPO法人数の推移



「横浜市所管のNPO法人数の推移 (令和7年11月末時点)」(横浜市市民局)
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/NPO/2-hojintoha/tokei.html>

活動分野別法人数 (令和7年9月末時点)

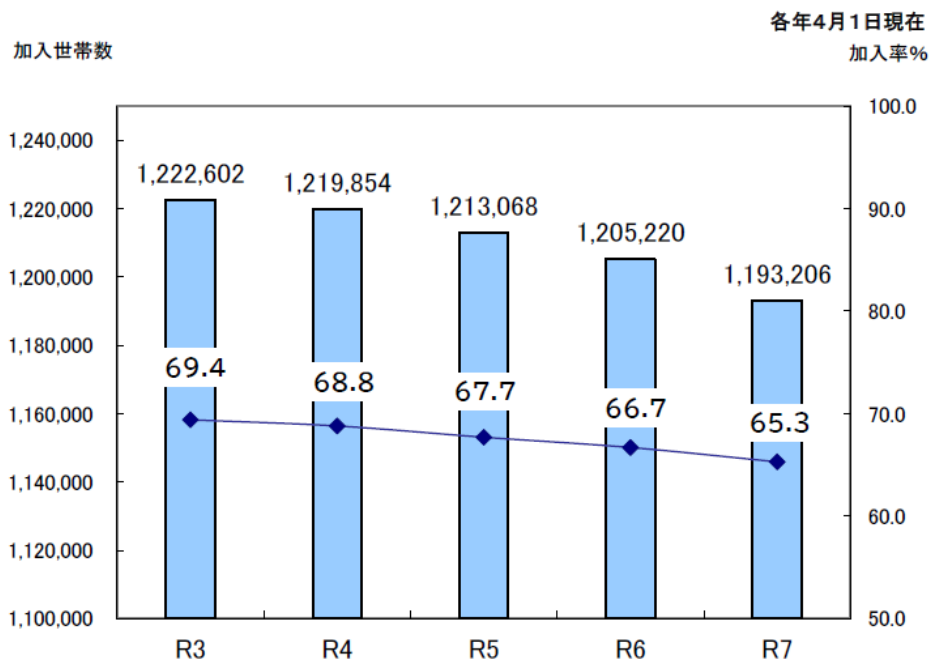
活動項目	活動法人数 ^{※2}
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	755
子どもの健全育成を図る活動	679
社会教育の推進を図る活動	470
まちづくりの推進を図る活動	405
前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	404
学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	399
国際協力の活動	204
職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	189
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	167
環境の保全を図る活動	157
経済活動の活性化を図る活動	118
男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	81
地域安全活動	74
情報化社会の発展を図る活動	63
災害救援活動	47
消費者の保護を図る活動	41

科学技術の振興を図る活動	39
観光の振興を図る活動	25
農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	10
前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	0

(※2) NPO法人によっては、複数の活動を行っているため、認証法人数とは一致しません。

横浜市の自治会町内会加入世帯及び加入率は年々低下しており、令和7年4月1日現在で、加入世帯数は1,193,206世帯、加入率は65.3%となっています。

自治会町内会加入世帯及び加入率の推移



「自治会町内会加入世帯及び加入率の推移（令和7年4月1日現在）」（横浜市市民局）

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/tyosa.files/R7kanyuuritsu.pdf>)

イ 論点2「中間支援組織の機能発揮について」

市民協働を推進するためには、中間支援組織^{※3}が機能することが重要です。本論点においては、市民協働推進センター及び各区市民活動支援センターを中心とする中間支援組織として考えます。

市民協働推進センターは、各事業を通じて、中間支援を行う人材が多様な主体とつながる機会の提供、中間支援組織との連携事業の推進、市役所職員への協働研修の実施による意識改革等を行っています。

各区市民活動支援センターは、地域課題の解決や魅力ある地域づくりを目指し、地域活動に興味や関心のある個人や活動団体の掘り起こし、活動の相談・コーディネート、活動団体や地域の施設の交流・ネットワーク化等、市民公益活動を支援し

ています。

(※3) 市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織

市民協働推進センター及び各区市民活動支援センターの概要

	市民協働推進センター	各区市民活動支援センター
設置数	市に1館	1区1館(18館)
設置年	令和2年度 ※前身の横浜市市民活動支援センターが令和2年3月に閉鎖	平成16年度～20年度 ※生涯学習支援センターと複合化する形で順次事業を開始
役割	<ul style="list-style-type: none"> ・総合相談 ・市民活動支援 ・人材育成 ・情報の蓄積・活用・発信 ・交流促進 ・各区市民活動支援センター支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の地域活動への参加促進・支援 ・団体や個人の地域での活動の活性化支援 ・市民公益活動への発展に向けた促進 ・地域課題解決や魅力ある地域づくりを目指したコーディネート

地域の主な活動場所

施設名	概要
地区センター	1区あたり複数館(18区で全81館)
コミュニティハウス	1区あたり複数館(18区で全121館)
地域ケアプラザ	1区あたり複数館(18区で全146館)
国際交流ラウンジ	設置区1区あたり1館(18区で全13館)

ウ 論点3「市民協働全体のあり方について」

これからの横浜市の市民協働が目指すものとは何かを考えると、まずは横浜市市民協働条例における市民協働の定義である「公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等^{*4}とが協力して行うこと」が増加することが考えられます。同条例制定時(平成25年度)には148事業だった協働事業数は、令和6年度には278事業と約1.9倍となっており、横浜市と市民等との市民協働が継続して進められていることがわかります。

(※4) 市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するもの

協働事業数の推移

年度	区役所所管事業数	局所管事業数	合計
R6	137	141	278
R5	143	123	266
R4	131	111	242
R3	122	90	212
R2	118	85	203

横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド^{※5}）の活用状況

①令和6年度寄附金額

件数		寄附金額
605件		62,862,536円
内訳		
個人	597件	59,792,557円
企業	5件	2,540,000円
その他	3件	529,979円

(※5) 市民公益活動を財政的に支援することを目的に、市が 条例第6条に基づき設置している基金

②令和6年度よこはま夢ファンド登録団体助成金

申請のあった事業件数	総助成金額
延べ38件	31,723,289円

③令和6年度よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金

交付団体数	総交付金額
3団体	897,000円

④令和6年度組織基盤強化講座開催

講座名	公財開催回数	延べ参加団体数
NPO組織基盤強化講座	2回	7団体

(2) 具体的な取組の提案

世帯規模の縮小や、単身世帯・共働き世帯・子どものいない世帯の増加など、ライフスタイルや働き方などの価値観の変化は、市民活動や地域活動のあり方にも大きな影響を与えています。今後の市民協働の推進にあたっては、こうした変化に適切に対応することが必要です。

横浜市は18区それぞれに地域の特色があり、地域性に応じた多種多様なコミュニティが形成されています。市民協働は、広範で豊かな市民の活動があつて、初めて進展していくものです。地域の小さなコミュニティの自立や課題解決、活動者間のネットワーク化等を中間支援組織が積極的に支援することが重要です。

市民協働における適切なパートナーシップの構築のためには、市民、NPO、自治会町内会等の地縁組織、企業、学校等の様々な主体が、公共的・公益的な活動に主体的に参画するという、当事者性を改めて意識してもらうことが大切です。

協働を推進することで、地域にどのような良い効果があるのか、協働にはどのような楽しさがあるのかを、市民等に共感しやすい形で伝えることが求められます。

上記の認識を踏まえ、今後の市民協働のあり方を「多様な協働の推進と発信」「ライフステージを意識した市民活動の醸成」「身近な地域における、中間支援組織の基盤強化」の3つの提案で示します。

提案1 多様な協働の推進と発信

平成24年度に横浜市市民協働条例が制定されてから、横浜市と市民等との市民協働は継続して進められており、順調に件数も増えているため、今後も活発に展開されていくことが望めます。また、横浜市と市民等との市民協働に限らず、市民等と市民等の協働についても、広がりをもたられることも望めます。

そのため、主に次の2点を中心に「多様な協働の推進と発信」に取り組むことを提案します。

(1) 市域における多様な主体の連携・協働の促進

- ・行政、市民、市民団体及び地縁による団体等、協働を実施する各主体間の協議によって個々に形づくられていくという協働の意義や地域性を踏まえ、企業、学校、NPO、地縁組織等、産学民の様々なステークホルダーと、解決すべき課題に応じて連携し、関係人口を広げて、協働・共創に取り組むこと
- ・行政は、協働による解決が見込まれるテーマを積極的に市民等に働きかけること
- ・市民協働推進センターは、課題解決に取り組む主体となり得る市民等と行政の両者それぞれに協働を働きかける役割を果たすとともに、地域支援を担う人材や中間支援組織がそれぞれの強みを生かせるよう支援していくこと

(2) 協働の魅力発信

- ・市民活動に当事者として関わるモチベーションは様々あり、自分にとって「楽しい」ことが重要。自身の経験や関心を活かし、志を同じくした仲間と共に、地域の課題

解決やまちづくりに関わることで、楽しさややりがいを得られる。

- ・多様化・複雑化した課題の克服や協働相手の特性・強みによる新たな成果の創出が期待できるといった「協働」のメリットや、多様な主体と協働することの喜びを、市民に分かりやすく、共感しやすい形で伝えること。

提案2 ライフステージを意識した市民活動の醸成

市民協働を推進するためには、前段として、市民活動が活発であることが必要です。ライフステージによって、市民活動に参加するきっかけや活動に取り組むモチベーションは大きく異なります。それぞれの層が市民活動に求めるものを踏まえ、それに応じた働きかけやきっかけづくり、参加したいと思ったタイミングで参加でき、その先に活動者になるような機会をつくる必要があります。

そのため、主に次の3点を中心に「ライフステージを意識した市民活動の醸成」に取り組むことを提案します。

(1) 子ども・若者世代向けの取組

- ・子どもや若者の声を聞くとともに、子ども・若者向けの経験・参加の機会に関する情報発信に取り組み、きっかけを広げることが大切。
- ・多様な経験・参加の機会を提供することが、将来の市民活動の作り手につながるという視点をもって、市民活動の裾野を広げていく。

(2) 成長フェーズを捉えた、小さなコミュニティの醸成

- ・地域のサロンや趣味のサークルといった小さなコミュニティのような、人と人がつながる場が活発になることで、個人の生活も地域も豊かになる。また、小さなコミュニティはマイノリティの人にとって大事な場であることが多く、コミュニティは規模の大小で評価できるものではない。
- ・各区市民活動支援センターをはじめ、地区センター^{※6}、コミュニティハウス^{※7}、地域ケアプラザ^{※8}、国際交流ラウンジ^{※9}等の地域の拠点は、活動の場の提供と多彩な事業を実施するなど、地域住民が主体的に参画する地域づくりの核となる場であることが望まれる。各拠点は、それぞれの機能を果たしながら、18区の地域性に応じた小さなコミュニティを醸成し、将来的な協働の相手方となれるよう、連携して支援すること。

(※6及び※7) ①スポーツ、レクリエーション、クラブ活動及び学習、②講演会、研究会、展示会その他各種集会の開催、③その他地域住民の自主的な活動と相互の交流のため必要な事項のために、地域住民の誰もが気軽に利用できる施設。横浜市は、地区センターにおいて、地域住民の福祉の向上を図るため、自ら事業を行ない、地域住民の自主的な活動を援助することができる。

(※8) 市民の誰もが地域において健康で安心して生活を営むことができるように、地域における福祉活動、保健活動等の振興を図るとともに、福祉サービス、保健サービスを身近な場所で総合的に提供する横浜市独自の施設

(※9) 市内在住の外国人のための生活情報提供、相談を多言語で実施するとともに、日本語

教室の開催、通訳ボランティアの派遣、日本人との交流活動などを行うための施設

(3) よこむすびの積極的な活用

- ・全ての世代・あらゆるライフステージの方へ一元化・一覧化した市民活動の情報を提供するツールとして、よこむすびの積極的な活用が求められる。
- ・まずは、市民活動の情報を提供又は入手するためによこむすびが活用できることを積極的に市民にPRし、普及・啓発する必要がある。
- ・地域には様々な活動団体があり、地域に関わる関係人口をさらに増やすことで、地域の課題解決や活性化につながることから、多くの団体に情報発信してもらえよう、進めること。
- ・地域活動やボランティア活動に関心をもつ高校生・大学生等の若者にとって、活動参加へのきっかけとなるよう、若者世代向けに利用促進を図ることも効果的と考える。

コラム よこむすびについて



地域で活動する各活動団体の情報は分散していて探しにくく、活動したい人とマッチングしにくい状況です。

地域活動の情報をオンラインサイトで一覧化して発信し、地域活動への参加促進や新たな活動者の創出につなげます。令和7年度の一部先行区に続き、令和8年度中に全区展開します。

登録できる団体：自治会町内会、地区社会福祉協議会、各区市民活動支援センター登録団体、公園愛護会、水辺愛護会、ハマロード・サポーター

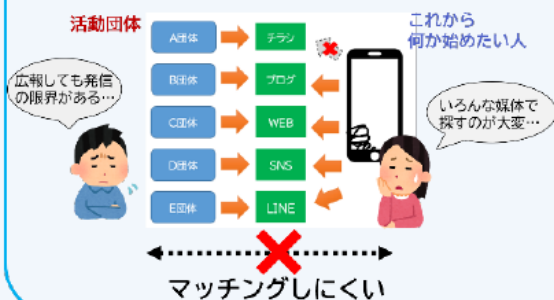
発信できる情報：団体情報、イベント情報、ボランティア募集情報

(令和8年3月時点)

サイトオープンのねらい

Before

- 活動団体は、チラシやWEB、SNSなどで情報発信を行うが、独自の広報であることから、広い発信は難しい
- これから何か始めたい人は各々のサイト等で情報を探さずにはなく、欲しい情報にたどり着きづらい



After

- 💡団体はサイトに簡単に投稿し、発信しやすくなる
- 💡市民は一元化・一覧化された情報をスマホ等から見られる



サイト活用によるメリット

活動団体

新しい仲間
が欲しいな

①団体のイベントを
広く知ってもらう
ことができる



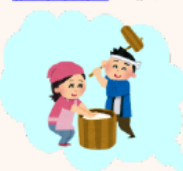
②イベント参加者が増える
ことで新たな仲間を増やす
きっかけになる



これから
何か始めたい人

地域で何か
できないかな

開催日、場所、分野、キーワード等の
検索機能を使って



①気になるイベント
を探せる



②すきま時間に
ボランティアに
参加できる

提案3 身近な地域における、中間支援組織の基盤強化

横浜市は18区それぞれに地域の特色が異なるため、地域性に応じてコミュニティも多種多様、大小様々あります。そのため、現場に近い区域や地区単位においては、区役所や各区市民活動支援センター、地域ケアプラザをはじめとした、市民活動の支援を行う公的な中間支援組織のコーディネート力が重要であり、各組織が地域協働の支援拠点としての機能を発揮することが求められます。

そのため、主に次の2点を中心に「身近な地域における、中間支援組織の基盤強化」に取り組むことを提案します。

(1) 公的な中間支援組織の機能向上

- 各区の公的な中間支援組織の職員等が、コーディネート力を発揮するためには、市民活動の現場に触れ、実感としての体験を得ることが重要。能動的に地域特性を把握し、活動者と顔の見える関係になることで、地域協働の支援拠点としての機能を果たすこと
- 公的な中間支援組織間で支援事例等を共有・発表できる場を設けるなど、アウトプットの機会等、相互に良い影響を与え合える環境をつくること
- アウトリーチによる情報収集等、地域アセスメントにより、組織内で支援の方向性について長期的な視点をもって検討・共有すること
- 区役所が取り組む「地域主体の課題解決の支援の強化」にあわせて、各組織の現状を正しく分析し、その内容を基に人材育成を行うこと。また、必要に応じ、人材の登用や運営手法等の方向性を検討すること。

(2) 公的な中間支援組織と民間の中間支援組織のネットワーク強化

- 区域の公的な中間支援組織と民間の中間支援組織におけるネットワークを強化す

- ることにより、互いにコーディネートし合える関係になること
- 中間支援組織間のお互いの強み・弱み等を把握し、各組織が持つ支援情報を共有するなど、一体的な支援体制を構築すること
 - 区役所が中心となり、行政の縦割りにとらわれることなく、課題解決のために必要なコーディネート機能を充実させること

3 まとめ

本答申にあたっては、令和4年度から令和6年度までの間の取組への評価及び今後の横浜の協働のあり方について審議しました。

この3年の間、横浜市と市民等との協働事業数は年々増加しており、「行政による『テーマ設定型』協働提案事業」の新設や、よこむすびの構築など、協働型社会の形成は確実な歩みをとげています。

一方、社会的な少子高齢化や、ライフスタイルの多様化、デジタル技術等の浸透による社会の利便性向上など、市民の暮らしも大きく変化しており、地域コミュニティの維持・継続の困難さなどの課題に直面しています。

「地域の総合行政機関」及び「地域協働の総合支援拠点」である区役所においては、区役所を取り巻く状況の変化を踏まえ、引き続き、区役所が地域に寄り添い、多様化・複雑化する市民ニーズ・地域課題、複合化する福祉保健課題に対応するために、「市民サービスの向上と効率的な行政運営を両立する「持続可能な区役所」を実現することを目指しています。このうち、地域課題・福祉保健課題への対応力向上のための取組の一つとして、地域主体の課題解決の支援を強化するとしており、協働の果たす役割は、今後さらに高まっていくものと考えます。

また、令和8年度からは市役所内の組織を再編するように、社会課題や地域課題に取り組む民間主体のすそ野を広げ、新たな課題解決策を生み出していくため、公民が連携した協働・共創の推進に一層取り組んでいく必要があります。

こうした目標の実現に向けて、本答申での提言を踏まえ、一層の市民協働の推進に取り組まれることを期待します。

参 考 资 料

参考資料 1 諮問文（令和 7 年 6 月 10 日）

市市協第 257 号

令和 7 年 6 月 10 日

横浜市市民協働推進委員会

委員長 齊藤 ゆか 様

横浜市長 山中 竹春

横浜市市民協働条例施行状況の振り返りについて（諮問）

平成 25 年 4 月 1 日から施行された横浜市市民協働条例（平成 24 年 6 月横浜市条例第 34 号。以下「条例」という。）附則第 3 項では、「この条例の施行の日から起算して 3 年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」と規定されています。

本年度は、令和 4 年度から令和 6 年度までの 3 年間の条例の施行状況（協働の取組）について振り返る年度にあたることから、条例第 17 条の規定に基づき諮問します。

1 趣旨

別紙のとおり

2 答申時期

令和 8 年 3 月までに答申をお願いします。

横浜市市民協働推進委員会への諮問について（趣旨）

1 趣旨

令和4年度から令和6年度における条例の施行状況（協働の取組）についての振り返りと、今後の横浜市の市民協働のあり方について、横浜市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という）において専門的見地からご意見を賜りますよう諮問いたします。

2 諮問内容

（1）令和4年度から令和6年度までの間の取組への評価

- ・ インターネットは、人と人をつなぐ新しいツールとして定着しつつあり、市民活動や地域活動に新たな手法をもたらしています。
- ・ デジタルツールを活用した新しい活動スタイルをどのように具現化していくのか、そのためにはどのような支援や環境が必要なのかを考えていく必要があります。
- ・ 活動団体や人々が集まり、対話や交流を重ねることで、新たな価値や協働を生み出す“場づくり”を意識していくことも重要です。

前回の振り返りでは、上記の認識を踏まえ、今後の市民協働のあり方について、具体的な取組の提案を3点いただきました。

提案①：地域情報の一元化・一覧化

提案②：しなやかな組織運営

提案③：つなぐ力の強化

上記のご意見を踏まえ、令和4年度から令和6年度までの間に下記の取組を実施しました（一部記載）。

- ・ 市民活動情報のデジタル化及びスキマボランティアの考え方を広めるサイトの構築（①・②）
（横浜地域活動・ボランティア情報サイト よこむすびの構築）
- ・ デジタル活用におけるNPO等との連携（②・③）
- ・ 市民協働相談会の開催（③）
- ・ 各区市民活動支援センター基礎力強化事業の実施（③）

上記以外の取組も含め、市民協働にかかる取組に対する評価をお願いします。

(2) 今後の横浜市の市民協働のあり方についての意見とりまとめ

これから3年間で取り組むべき事項について、ご議論をお願いいたします。

【検討の論点（案）】

○ 市民協働全体のあり方

- ・ 指針・ビジョン等の共有、価値の発信
- ・ 社会情勢や環境の変化に伴う新たな手法の活用（デジタルツール など）等

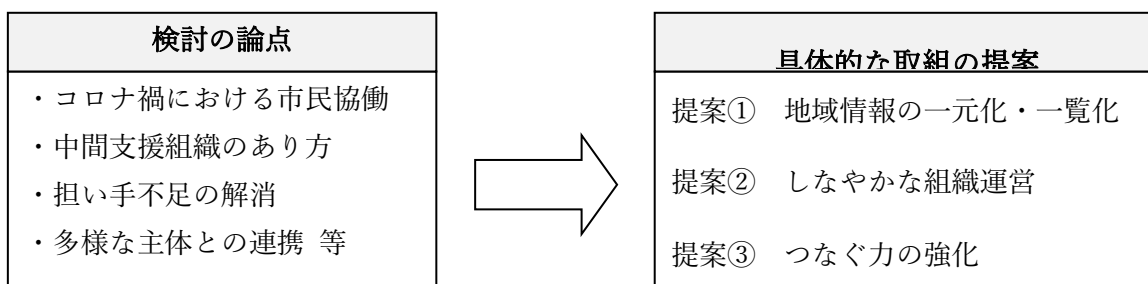
○ 本市の中間支援組織（横浜市市民協働推進センター、区市民活動支援センター・区役所）の機能発揮

- ・ 中間支援組織に求められる人物像・能力とその育成支援
- ・ 横浜市市民協働推進センター、区市民活動支援センター・区役所のあるべき姿 等

○ 市民活動の活発化

- ・ 様々な個人の生き方を踏まえたアプローチ
- ・ 多様な主体・組織と協働の形態

<参考：「令和4年度 横浜市市民協働推進委員会答申」作成時>



3 令和7年度のスケジュール（案）

時 期	内 容
第7期第1回委員会（令和7年6月10日）	【諮問】 市長から委員会あてに、横浜市市民協働条例附則に基づく条例の施行状況の振り返りについて諮問
第7期第2回委員会（令和7年9月）	【審議】 令和4年度から6年度までの3年間の市民協働の取組状況等について審議
第7期第3回委員会（令和7年12月）	【審議】 今後の横浜市の市民協働のあり方についての意見とりまとめ（中間まとめ）
第7期第4回委員会（令和8年3月）	【審議】 答申（案）のまとめの審議
答申（令和8年3月中旬～下旬）	【答申】 委員会委員長から横浜市長に答申

参考資料 2 諮問・審議の過程

(1) 諮問及び審議の日程

時 期	内 容
第7期第1回委員会（令和7年6月10日）	【諮問】
第7期第2回委員会（令和7年9月9日）	【審議】 令和4年度から令和6年度までの3年間の市民協働の取組状況等について審議
第7期第3回委員会（令和7年12月16日）	【審議】 条例の3年ごとの振り返りについて（中間まとめ）
第7期第4回委員会（令和8年3月10日）	【審議】 答申（案）のまとめの審議

(2) 令和4年度から令和6年度までの間の取組への評価

前回の振り返り（令和4年度）時の答申を踏まえ、令和4～6年度に行った取組に対し、評価をしました。

前回の答申の内容	前回の答申に対する令和4～6年度の主な取組内容
①地域情報の一元化・一覧化	・「横浜地域活動・ボランティア情報サイトよこむすび」を試行的な運用をもとに構築
②しなやかな組織運営	・「横浜地域活動・ボランティア情報サイトよこむすび」を試行的な運用をもとに構築 ・多様な活動主体の連携事例・若い世代の掘り起こしのための情報発信 ・デジタル活用における企業・NPO等との連携 ・多様な活動主体の連携事例を共有する交流会の開催 ・組織運営についての柔軟な発想や考え方を学ぶ場の開催
③つなぐ力の強化	・他都市事例の視察や多様な活動主体の連携事例の取材・発信 ・各区市民活動支援センター職員等のスキルアップ、ネットワーク強化のための研修の開催 ・社会課題等のテーマについて共通の関心を持つNPO等が集まり、情報共有や対話・交流できる場の提供 ・中間支援組織間の交流を促し、情報共有やネットワークを広げるための場の提供 ・協働の理念や考え方を学ぶための横浜市職員向け研修の開催

(3) 今後の横浜の市民協働のあり方について

【検討の論点】

- ・市民活動の活発化について
- ・中間支援組織の機能発揮について

- ・市民協働全体のあり方について

【今後の市民協働のあり方】

- ・提案1 多様な協働の推進と発信
- ・提案2 ライフステージを意識した市民活動の醸成
- ・提案3 身近な地域における、中間支援組織の基盤強化

参考資料 3 第 7 期横浜市市民協働推進委員会委員名簿

任期 令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等
あらかき じろう 新垣 二郎	横浜市立大学 国際教養学部 准教授
きくち けんじ 菊池 賢児	戸塚区連合町内会自治会連絡会 会長
ごとう ちかこ 後藤 智香子	東京都市大学 環境学部 准教授
さいとう ゆか 齊藤 ゆか	神奈川大学 人間科学部 教授
せきやま りゅういち 関山 隆一	特定非営利活動法人もあなキッズ自然楽校 理事長
たかはし けいたろう 高橋 敬太郎	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会 地域活動部長
たけはら いずみ 竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
もりかわ まきのぶ 森川 正信	関内イノベーションイニシアティブ株式会社 代表取締役

参考資料4 令和4年度～令和6年度年度の市民協働の取組状況

(1) 3年間の協働事業数(件数)の推移

年度	協働事業数	うち協働契約締結事業数
令和4年度	242事業	43事業(72件)
令和5年度	266事業	40事業(69件)
令和6年度	278事業	39事業(69件)

(2) 分野ごとの協働事業数

分野		令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	市民活動・地域活動に関する事業	73	79	79
2	環境の保全に関する事業	42	45	47
3	保健・医療・福祉に関する事業	23	29	26
4	まちづくりの推進に関する事業	28	30	29
5	子ども・青少年の健全育成に関する事業	25	24	28
6	文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業	21	29	38
7	人権・男女共同参画に関する事業	6	5	4
8	防災・災害救援活動に関する事業	6	4	6
9	職業能力の開発・雇用機会の拡充に関する事業	0	0	0
10	経済活動の活性化・消費生活に関する事業	8	9	9
11	防犯・地域安全活動に関する事業	2	5	6
12	その他調査・研究等	8	7	6
合計		242	266	278

平成24年6月25日

条例第34号

横浜市市民協働条例をここに公布する。

横浜市市民協働条例

横浜市市民活動推進条例(平成12年3月横浜市条例第26号)の全部を改正する。

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があつて、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査

研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動(次の各号に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報

告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。

- 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。

- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。

- 2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。

- 2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。

- 2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契約」という。)を締結するものとする。

- 2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはなら

ない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第13号により同年4月1日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

参考資料 6 横浜市の市民協働に関する年表

横浜市の協働の経緯と施策の位置づけ

年代	横浜市の協働
高度経済成長期 ～1990年代	<ul style="list-style-type: none"> ・人口増加→都市問題の深刻化（公害問題、ごみ問題） ・市民自身が身近な地域課題解決に取り組む気運の高まり ・自治会町内会、課題ごとのテーマコミュニティが活性化 ・NPO等が公共的なサービスの一翼を担うまでに成長・発展
市民協働条例 協働推進の基本指針	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市、市民双方に「協働のノウハウ」が蓄積 ・市民活動と協働に関する基本方針「横浜コード」（平成11年） ・市民活動推進条例（平成12年） ・協働推進の基本指針（平成16年） ・市民協働条例（平成24年）
協働は市の施策の大きな 柱に	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な協働施策が各区局で展開（地域福祉保健計画、ヨコハマ・市民まち普請事業、地域緑のまちづくり事業など） ・横浜市市民協働推進センターの開設（令和2年） ・横浜市職員行動基準への「協働・共創」の追記（令和3年） ・「横浜市中期計画 2022～2025」基本姿勢に「協働・共創の視点」を明記（令和4年）